

カタールレ富山サッカースクール会則

総則

第1条（名称）

本スクールは「カタールレ富山サッカースクール」（以下「本スクール」といいます。）と称します。

第2条（目的）

本スクールは、サッカーを通じて【身体を動かし運動習慣を身につける】とともに、【礼儀や思いやり・協力の精神など豊かな人間形成】に努め、会員の心身の健全な成長を促します。また、サッカーの楽しさ（歓び・感動・興奮）を会員にお届けする中で、スポーツ文化の振興に寄与し、「元気なとやまを創る」ことを目的とします。

第3条（運営）

1. 本スクールは、株式会社カタールレ富山（以下「会社」といいます。）が管理運営します。
2. 本スクールの事務局は、会社の所在地である富山県富山市南中田368番地に置くものとします。

第4条（会員の資格）

本スクールの会員は、心身ともにサッカーをプレーすることに適した者でなければなりません。

第5条（法定代理人の同意）

本スクールに入会を希望する者は、未成年者等である場合は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければなりません。

第6条（入会手続き）

1. 本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込フォームに必要な事項を入力し、申し込むものとする。
2. 本スクールは本スクールに入会を希望する者が申し込んだ入会申込フォームを審査し、入会を承認した場合に本スクールに会員となるものとします。
3. 本スクールの会員たる資格は、入会年度（4月～翌3月）内に限り存続するものとし引き続き入会を希望する場合は、再度入会の手続きを行わなければなりません。

第7条（保険の加入）

本スクールの会員は、本スクールが指定した保険に加入しなければなりません。

第8条（保険の適用）

本スクールの活動中の事故・ケガについては、本スクールが加入する保険の適用範囲で補償されます。

第9条（休会）

1. 会員は、本スクールに対し所定の休会届を提出することにより、本スクールを休会することができます。
2. 休会は月単位とし、会員が月の途中からの休会・再開の場合は1ヵ月分の月謝全額を支払うものとします。

第10条（退会）

1. 会員は、本スクールに対して所定の退会届を提出することにより、本スクールを退会することができます。
2. 退会届の提出は、退会する月の前月10日までに提出しなければなりません。
3. 退会の効果は、本スクールに対して退会届の提出が前月の10日までの場合は、提出した月の末日をもって生ずるものとします。11日以降に提出された場合は、提出した翌月の末日をもって生ずるものとします。

第11条（諸届変更）

1. 会員は、次号の一にでも該当するときは、所定の変更届を提出しなければなりません。
 - (1) 会員の氏名・連絡先が変更になった場合。
 - (2) 年会費や月謝の引き落とし口座の変更を希望する場合。

第12条（指導）

会員はその所属するクラスの指導日・指導時間に限り、当該クラスの指導者から指導を受けることができます。ただし、本スクールが認めた場合、所属するクラス以外のクラスの指導を受けることができます。

第13条（スクール実施の成立）

急な天候変化等やその他事由により、やむを得ず一時中断した場合でも、当該クラス実施時間の50%以上実施した場合は、1回の実施成立とします。

第14条（スクールの休校、閉校）

1. 本スクールは、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた場合は、スクールを休校、もしくは閉校することがあります。
2. 本スクールが施設を借用し運営する会場については、施設の事情により急遽閉校する場合があります。

第15条（スクール休校、閉校の効果）

1. 本スクールが本スクールを休校、閉校したときは、会員はその会員たる地位を失うものとします。
2. 会員は、本スクールを休校、閉校した場合といえども、本スクールに対し、補償その他の請求、異議申立てをすることができないものとします。

第16条（年会費・月謝の納入）

1. 本スクールは、会員となった後、決められた日に年会費・月謝を指定の口座から引き落とします。
2. 年会費の支払いは年度途中であっても同額を支払うこととします。ただし、11月以降に入会の会員は、年会費の半額を支払うこととします。
3. 本スクールは、第14条に定める休校・閉校となった場合、実施できなかった回数分を月謝より按分し返金いたします。

第17条（個人情報の取り扱いについて）

1. 入会申込フォームにご入力いただいた個人情報は、以下の利用目的に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。
 - ・ 会員に対する各種特典・サービスの提供
 - ・ スポンサーから会員に対する商品・サービスのご案内
 - ・ 各種イベント等に関する諸連絡事項や物品等の送付
 - ・ 会員からの各種お問合せ、ご依頼、ご要望への対応
2. 個人情報は以下の場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。なお、取得した個人情報を加工して、個人を特定できない統計的なデータとして第三者に提供することがあります。
 - ・ 事前に会員の同意をいただいた場合
 - ・ 会員に対するサービスの提供などの際に一部業務を代理店、運送業者、決済業者などに委託する場合
 - ・ 本スクールおよびJリーグが適切と判断した第三者（主としてJリーグパートナーを指すが、これに限らない）が商品・サービス等の広告案内等の販売促進活動を行うために提供する場合
 - ・ 個人情報保護法その他法令で認められた場合
3. 本スクールは、個人情報を適切な管理をもって保護するとともに、開示、提供する業務委託先に対しても、個人情報を適切に管理するため厳正な指示・監督を行います。
4. 本スクールでの活動を撮影した写真や映像をクラブ公式ホームページやSNSで使用することがあります。

第18条（会則の改正）

本会則を改正する場合は、会社において改正手続きを行い、必要に応じて会員にお知らせするものとします。また、本会則に定めのない事項については、会社ならびに本スクールにおいて決定します。

附則

令和3年4月1日 施行